

諮問番号：諮問第 203 号

答申番号：答申第 203 号

答申書

第 1 審査会の結論

福岡市中央福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）第 25 条第 2 項の規定に基づく保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第 2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

本件処分の取消しを求めるというもので、その理由は次のとおりである。

(1) 社会通念上、インフルエンザ予防接種（以下「予防接種」という。）代は経費として計上して差し支えないものである。

だからこそ、これまでも処分庁は予防接種を経費として認めている。

(2) 接客業・飲食業という性質上、インフルエンザ対策は必要不可欠なもの。会社側でもこれを義務付けており、拒否した場合、雇用継続に著しい悪影響を与えるものであるのは想像に難くない。また、予防接種代の 3,500 円という金額は相場と比較しても妥当なものであり、著しく高額ではない。

(3) にもかかわらず、これまで認めてきた予防接種代を経費として認めないという今回の決定は、被保護者の就労労働意欲を奪うだけであり、また生活保護の目的である自立の助長を著しく阻害するものでしかない。単に、中央区の目先の支出を削り、受給者にその負担を転嫁するただの嫌がらせであり、生活保護受給者イジメと言われても当然である。よって、今回の決定を廃し、上記予防接種代の支払いを求める。

(4) 予防接種を義務付ける書面など普通の会社は発行しない。なぜなら通常、口頭で伝えれば事足りるものだからである。なお、この書面を出せという言い分自体、本件審査請求後に担当ケースワーカーが言い出したことであり、これまで散々話し合いをしてきたが、予防接種の義務付け書面提出に関しては本件審査請求以前に担当

ケースワーカーからは一言も出てきていない。

- (5) 会社及び職務の性質上、また感染拡大の為に予防接種は必須である。だからこそ、会社も予防接種を従業員に義務付けている事は何ら不自然ではなく寧ろ合理的である。
- (6) 会社への確認を拒否したという主張については保護課から一般企業に連絡するのは余程の事情がない限り行われないのであり、ケースワーカーが連絡をすれば、私が生活保護を受けている事実が露呈するなどして働けなくなる事も再三伝えている。
- (7) 上記の事情を把握しているからこそ予防接種を義務付ける書面がなくとも、処分庁は過去に予防接種を経費として認めている。
- (8) そもそも予防接種には、相応の薬害リスクもあり、当方自ら積極的に摂取するメリットはない。あくまで、職務上仕方なく受けているものである。
- (9) 当時、6年近く認めてきた必要経費である予防接種代を担当ケースワーカーごとに一貫性なく随時変更する決定及び方針は、法の支配に反する人の支配であり、裁量権の逸脱と言わざるを得ない。

2 審査庁の主張の要旨

処分庁が予防接種費用について必要経費であることを証する客観的な書類を求め、その事実を証する書類が提出されないことを踏まえた上で、予防接種費用を必要経費として控除しないという本件処分を行ったことが不合理であるとまでいえず、処分庁が過去と異なる処分を行ったという事実をもって、本件処分が不合理であるということもできない。

以上より、処分庁が本件処分において審査請求人の勤労収入から予防接種費用を控除しなかったことについて違法又は不当な点はなく、本件審査請求は理由がないので、棄却されるべきである。

第3 審理員意見書の要旨

審査請求人は、社会通念上、予防接種費用は経費として計上して差し支えないものであると主張している。また、接客業・飲食業という性質上、インフルエンザ対策は必要不可欠なものであり、会社側でもこれを義務付けており、拒否した場合、雇用継続に著しい悪影響を与えるものであるのは想像に難くないと主張している。

これらのことから、本件審査請求の争点は、処分庁が本件処分に際し、審査請求人の予防接種費用を勤労収入から必要経費として控除しなかったことが、法令及び処理基準に基づく適正なものであるかどうかという点にあるので、以下このことについて判断する。

(1) 勤労収入における予防接種費用の控除について

勤労収入を得るための必要経費については、基礎控除額表によるもののほか、社会保険料、所得税、労働組合費、通勤費等の実費の額を認定することとされている。

このことを踏まえると、予防接種費用が勤労収入を得るための必要経費であると認めるためには、当該費用が勤務をする上で必要な実費であるかどうかを判断する必要があり、その判断の過程で予防接種が就労先から義務付けられていることを確認することが不合理であるとはいえない。

本件において、処分庁は、審査請求人の申立てだけでは予防接種費用を控除できない旨を伝えており、処分庁は、審査請求人に対し予防接種が就労先から義務付けられていることを証する書類の提出を求めるため電話をしたが、審査請求人から応答はなく、その後本件処分に至るまでに、予防接種が義務付けられていることを証する書類が提出された事実はない。また、審査請求人の申立て以外に、予防接種が就労先に義務付けられており、予防接種費用が勤労収入を得るために必要な実費であるということを裏付ける証拠はない。

加えて、審査請求人は、処分庁による就労先への調査について拒否しており、処分庁が就労先について、審査請求人の予防接種の義務付けの有無について直接確認することが困難であった事情も認められる。

したがって、処分庁が審査請求人に対し予防接種費用が必要経費であることを証する客観的な書類を求め、その事実を証する書類が提出されないことを踏まえた上で、予防接種費用を必要経費として控除しないという本件処分を行ったことが不合理であるとまではいえない。

(2) 過去に予防接種費用を必要経費として控除したことについて

本件処分は、処分庁が平成 31 年 1 月分の保護費を算定する上で、予防接種費用を必要経費として控除せずに行われたものであり、平成 30 年 2 月分の保護費の算定にあたり、予防接種費用を必要経費として控除した事実を変更する趣旨のものではないことが認められる。

審査請求人は、これまで処分庁が予防接種費用を必要経費として認めていた事実を主張している。また、処分庁は、平成 30 年 2 月分保護費の算定に際し、予防接種費用を勤労収入から必要経費として控除している。

しかしながら、予防接種費用を勤労収入における必要経費として認定する上で、客観的な書類によりその事実を確認することは不合理なものであるということとはできない。

そうであれば、処分庁が過去と異なる処分を行ったという事実をもって、本件処分が不合理であるということとはできない。

以上より、処分庁が本件処分において審査請求人の勤労収入から予防接種費用を控除しなかったことについて、違法又は不当な点はない。

その他、本件処分に違法又は不当な点はない。

以上のとおり、本件審査請求は理由がないので、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 45 条第 2 項の規定により、棄却されるべきある。

第 4 調査審議の経過

令和 5 年 4 月 10 日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第 43 条第 1 項の規定に基づく諮問を受け、令和 5 年 6 月 21 日の審査会において、調査審議した。

第 5 審査会の判断の理由

勤労に伴う収入を得ている被保護者の収入の認定については、法定受託事務の処理基準として位置付けられている「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 36 年 4 月 1 日厚生省発社 123 号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）により収入総額を認定することとされており、勤労収入を得るための必要経費としては、基礎控除額のほか、社会保険料、所得税、労働組合費、通勤費等の実費の額を認定することとされている（第 8 の 3 の(1)のア）。

これを踏まえると、予防接種費用について、勤労収入を得るための必要経費であると認めるためには、当該費用が勤務をする上で必要な実費であるかについて判断する必要がある。

よって、処分庁が、審査請求人が主張するように、予防接種が職場の従業員に義務付けられているものであるという事実が確認できれば、当該予防接種の費用を必要経費と

して控除するとの方針を決定したことに不合理な点はない。

処分庁は、審査請求人に対し、予防接種費用が必要経費であることを証する書類の提出を求めるため連絡をしたものの応答がなく、また、審査請求人は、処分庁による就労先への調査を拒否していたことから、処分庁が就労先に対し、直接予防接種の義務付けの有無等について確認することが困難であったという事情を踏まえると、処分庁が、本件においては予防接種が義務付けられている事実を確認できないことから、予防接種費用を必要経費として控除することは認められないとした本件処分について、これを不合理なものであるとまではいえない。

そのほか、本件処分に影響を与える事情もないので、本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求は理由がないから、これを棄却するのが相当である。

加えて、審理員の審理手続をみても、行政不服審査法の規定に従い、処分庁に対しては弁明書の提出依頼を、審査請求人に対しては弁明書の送付及び反論書の提出依頼をしたことが認められ、その手続は適正なものとして認められる。

以上のことから、前記第1のとおり結論する。

福岡県行政不服審査会第3部会

委員 岡本 博志

委員 牛島 加代

委員 小山 雅千子